

## 労災保険の給付を受けている方に対する 船員保険からの「上乗せ給付」について

### 労災保険の休業（補償）給付を受けている場合

◆職務上の事由や通勤災害による病気やけがにより、療養のため労働をすることができないため労災保険の休業（補償）給付を受けている船員の方は、休業手当金の他、船員保険部から休業手当特別支給金が受けられる場合があります。

#### 休業手当金

船員法の災害補償が労災保険の給付を上回るとき、船員保険から給付を行います。なお、休業3日目まで（待期間）は労災保険からの給付はありませんが、船員保険からは給付があります。

#### 休業特別支給金

労災保険で算定された給付基礎日額に30を乗じた額にあてはまる標準報酬月額等級が、船員保険の標準報酬月額等級を下回るとき、法定給付を補完するものとして、船員保険から給付を行います。  
**対象となる方には、船員保険部から申請書をお送りしますので、ご申請をお願いします。**



休業手当金を請求する際には、労災保険へ請求した「休業（補償）給付支給請求書（様式第8号）」の両面コピーをご用意ください。



### 労災保険の障害給付や遺族給付を受けている場合

◆職務上の事由や通勤災害による病気やけがにより障害が残ったり、死亡したため労災保険給付を受けている船員・遺族の方は、船員保険部から次の「上乗せ給付」が受けられる場合があります。

#### 障害年金、遺族年金 障害手当金、遺族一時金

船員法の災害補償が労災保険の給付を上回るときなど、一定の要件を満たす場合に船員保険から給付を行います。

#### 特別支給金 経過的特別支給金

**対象となる方には、船員保険部から申請書をお送りしますので、ご申請をお願いします。**



全国健康保険協会

船員保険

〒102-8016

東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング 14階

TEL 03-6862-3060

営業時間 午前8時30分から午後5時15分（土日・祝日、年末年始は除く）

メルマガ  
「うみがめ〜る」  
会員募集中



PICK UP 情報  
船員保険部からの旬な  
お知らせをいつでも  
確認できます！

